

福祉文教常任委員会協議会 説明資料

令和5年2月2日

大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部改正について

資 料

改正概要	1
改正内容	1
施行日	1

子育て支援課

1 改正概要

本条例（平成 26 年大磯町条例第 12 号）は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 34 条第 2 項及び第 46 条第 2 項の規定に基づき、特定教育・保育施設（認可保育所、認定こども園、幼稚園）及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものです。

具体的な内容については、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（平成 26 年内閣府令第 39 号）を踏まえ、規定しています。

この度、下記の内容について国基準が改正されたことに伴い、本条例の規定を改正します。

- 内容 （1）懲戒権に係る規定の削除
（2）こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に係る文言整理

2 改正内容

（1）懲戒権に係る規定の削除

削除

特定教育・保育施設の管理者は、給付認定子どもの懲戒に関し給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。



児童虐待の防止等を図る観点から、児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘のある、親権者の懲戒権に係る民法第 822 条が削除されたことに伴う省令改正によるもの。

（2）こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に係る文言整理

こども家庭庁設置に伴い、「子ども・子育て支援法」及び「学校教育法」の改正が行われたため、本条例において両法の条項を引用している箇所の文言を整理します。

3 施行日

令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

※ 2（1） → 公布の日から施行